

令和2年度「よりそいホットライン」事業 0JT相談員募集要綱

(全国対象及び被災三県対象)

一般社団法人社会的包摂サポートセンターは、令和2年度において厚生労働省の補助事業である「寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）」を実施しています。

【事業の目的・概要 全国】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。

このため、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

【事業の目的・概要 被災地】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。

このため、東日本大震災の被災地において、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

つきましては、以下の要領で、0JT相談員登録者を公募いたします。希望する方は締切までに指定された方法で応募してください。ただし、本申請は相談員登録者名簿に掲載する「登録者」を選考するだけであって、採用にあたっては各センターの契約要請により成立することをご了承ください。

【募集期間】 令和2年10月5日（月）～ 10月7日（水）まで（必着）

【稼働地域】 千葉県

【応募方法】 添付の申請用紙に必要事項を記入の上、タイトルを「よりそいホットライン相談員登録者申請」として、以下の専用受付アドレス koubo2@since2011.net まで提出してください。

【実施期間】 登録の日から令和3年3月31日まで

【応募資格】 1、2の条件を満たす方で、寄り添い型相談支援事業に興味と意欲をもって取り組むことができる方。夜勤可能な方を優遇(月1回～)。

1 コンプライアンス 以下に該当しないこと

- ・ 懲役刑以上の刑事罰を処せられた者
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という)である者(過去に反社会的勢力であった者を含む。)、又は、反社会的勢力の関与のおそれがある者
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の業務に関連するハラスメントにより何らかの処分を受け、又は、損害賠償義務を課されたことがある者
- ・ その他「よりそいホットライン」の趣旨にそぐわない行動が認められる者

2 クライテリア 以下に適合すること

- ・ いかなる相談者に対しても敬意と尊重の気持ちと姿勢を持ち、対等な対人関係を結べること。特にジェンダーなど社会的な差別や偏見に対して問題意識を持ち、配慮ある対応ができること。
- ・ 「対話」を基本として、よく聴き、聴きとった内容を適切に相談者へ伝え直しながら、コミュニケーションを繰り返す電話相談対応ができること。
- ・ 適切なやりとりを通して相談者の生活背景や思いや願いなどを想像し、相談者の言語化を支援して「アセスメント」ができること。
- ・ アセスメントに基づき電話相談の限界を踏まえ、適切な支援方法を選択して提供することができること。
- ・ 社会資源及びその利点、活用方法についての豊富な知識を有していること。
- ・ 限られた時間内に的確な相談対応を行い、その内容を主訴、悩みの種類、相談に至った背景や経過などを正しく記録できること。
- ・ 常に自己覚知を意識し自分自身の相談対応を振り返り、相談者や他の相談員などから学ぶ姿勢があり、他者の助言や意見を聞き入れることができること。
- ・ 知識・技術が不足している相談員の場合は、当法人が指定する内容を含む研修を地域センターが企画・実施し、受講すること。
- ・ 当法人の倫理綱領、行動規範に基づいて行動することができること

【応募者の審査及び決定の通知と業務実施までの流れ】

1. 書類選考

募集期間締め切り後、1週間前後で、申請用紙に記載されているメールアドレス宛に、書類選考結果をお知らせします。なお、審査員及び採否の審査内容は非公開とします。合格者には、面接会場や時間もあわせて連絡をします。

2. **面接**

令和2年10月18日（日）午後を予定しています。面接終了後、1週間前後で相談員養成研修受講の採否をお知らせします。なお、審査員及び採否の審査内容は非公開とします。

3. **研修**

面接にて、相談員養成研修の受講が確定された方については、10月下旬から研修が始まります。これは、OJT相談員採用のための選考プロセスのひとつですので、研修の時間数は、応募者の経験や能力によって個別に判断します。概ね30時間から50時間が目安となります。

4. **採用**

研修終了後、OJT相談員採用の為の最終面接があります。面接終了後、速やかに、結果をお知らせします。

以上